

## 議案第79号

特別職の職員の給与に関する条例及び摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

特別職の職員の給与に関する条例及び摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年11月30日提出

摂津市長 森山 一 正

### 提案理由

特別職の職員及び議会議員の期末手当の支給割合を改定するため、本条例を制定するものである。

特別職の職員の給与に関する条例及び摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和31年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の200」を「100分の185」に改める。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の185」を「100分の192.5」に改める。

(摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第3条 摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の200」を「100分の185」に改める。

第4条 摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の185」を「100分の192.5」に改める。

### 附 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和4年4月1日から施行する。